様式第13号（第24条関係）

［注意］
本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

島本町指令（都）第９０号

# 一般廃棄物収集運搬業許可証（ごみ収集）

住所又は所在地　大阪府高槻市上田辺町19番8号
氏名又は名称及び代表者の氏名　都市クリエイト株式会社　代表取締役　前田　晋二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを証する。

許可の期間　令和　８年　４月　１日から
令和１０年　３月３１日まで

許可の条件

① 島本町清掃工場（以下「清掃工場」という。）への搬入は、別表の店舗より排出される一般廃棄物（ごみ）のみとし、他の場所より排出される廃棄物は一切搬入しないこと。
② 許可をする区域から清掃工場までの運搬にあたっては、沿道住民より苦情の出ない措置を講じるとともに、交通安全に十分注意すること。
③ 清掃工場への搬入にあたっては、可燃物・不燃物（４種分別）に区分し、指定の場所へ投入すること。
④ 爆発物等の危険物は、絶対に持ち込まないこと。
⑤ 土曜日、日曜日は搬入しないこと。その他の日の搬入時間は、午前９時から午後３時までとする。ただし、清掃工場の修理等の都合により、土曜日、日曜日以外でも搬入を許可しないことがある。
⑥ 搬入ごみは、必ず清掃工場職員の立会いの上で計量し、その後清掃工場職員の指示により投入すること。
⑦ 申請した許可車については、島本町内の走行の有無に関わらず、本町が配布したボディパネルを１台につき２枚所有することし、島本町内を走行する場合は運転席側ドア及び助手席側ドアに必ず１枚ずつ貼り付けること。

令和８年３月２３日

島本町長　山田　紘平　㊞